

# GLN 専用企業コード貸与規約

|    |                 |            |      |
|----|-----------------|------------|------|
| 沿革 | 平成 19 年 1 月 1 日 | 18 規約第 3 号 | 制定   |
|    | 平成 20 年 4 月 1 日 | 20 規約第 1 号 | 一部改正 |
|    | 平成 24 年 4 月 1 日 | 24 規約第 2 号 | 一部改正 |

一般財団法人流通システム開発センター（以下、当センター）は、GLN 専用企業コードの適正な運営と利用のため、この GLN 専用企業コード貸与規約（以下、本規約）を定める。

## 第 1 条（GLN 専用企業コード）

- 1 GLN 専用企業コードは、GS1 事業者コードに準拠する日本国内専用コードであって、GS1 事業者コードとは区別して当センターが独自に登録管理する。
- 2 GLN 専用企業コードは、当センターが本規約に従い、事業者に貸与し管理する。
- 3 GLN 専用企業コードは、10 桁と 11 桁の 2 種類である。
- 4 GLN 専用企業コードは、事業者・事業所等の情報を識別するための GLN（Global Location Number）以外には使用することができない。

## 第 2 条（登録申請）

- 1 GLN 専用企業コードは 2012 年 3 月末日を以て登録申請の受付を終了しており、当センターは 2012 年 4 月以降、新たな GLN 専用企業コードの貸与は行わない。2012 年 4 月以降、新たに GLN の使用を希望する事業者は、GS1 事業者コード（JAN 企業コード）貸与規約に基づき、当センターに対し GS1 事業者コードの登録申請を行う。
- 2 既に GLN 専用企業コードの貸与をうけている登録事業者が、GLN の新たな設定を行うために、事業者コードの追加が必要となった場合、登録事業者は、GS1 事業者コード貸与規約に基づき、当センターに対し GS1 事業者コードの登録申請を行う。

## 第 3 条（登録単位）

- 1 GLN 専用企業コードは、当センターが、1 事業者につき、必要となる GLN 数に応じて 1 コード若しくは複数のコードの貸与・登録を行う。
- 2 複数のコードの登録を受けた事業者は、10 桁 GLN 専用企業コード及び 11 桁 GLN 専用企業コードのいずれも、1 コードを 1 単位とし、別表に定める登録管理費に単位数を乗じた金額を納付する。

## 第 4 条（更新通知）

- 1 第 8 条の更新申請及び登録管理費の納付が適正に行われたときは、当センターは更新後の情報が記載された通知書を登録事業者に送付する。

## 第 5 条（GLN 専用企業コードの使用）

- 1 GLN 専用企業コードは、GLN 専用企業コードの使用規則に従って使用しなければならない。

- 2 GLN 専用企業コードは、登録を受けた事業者以外が使用することはできない。
- 3 登録事業者は、別途当センターから GS1 事業者コードの登録を受けた場合を除き、当センターから登録を受けた GLN 専用企業コード以外のコードを GLN として使用することはできない。

#### 第 6 条（登録者情報の公開）

- 1 GLN 専用企業コードの登録事業者の下記情報は、当センターのホームページ等に公開される。
  - ① GLN 専用企業コード
  - ② 登録事業者名
  - ③ 事業所所在地
  - ④ 電話番号・FAX 番号
  - ⑤ 業態区分
  - ⑥ 取扱品目
- 2 登録事業者に関する情報は、法令に基づく開示請求が行われた場合、当センターは請求された情報を請求者に開示するものとし、登録事業者が異議を述べることはできない。
- 3 第 9 条による返還又は第 12 条により取り消された GLN 専用企業コードの登録事業者であった者に関する情報は、当センターのホームページに公開される。

#### 第 7 条（使用期間）

- 1 GLN 専用企業コードの有効使用期間は、当センターが登録を完了した日の属する月の翌月起算 3 年間とする。
- 2 GLN 専用企業コードの有効使用期間は、本規約による更新手続きを経て 3 年単位で延長することができる。

#### 第 8 条（更新申請）

- 1 有効使用期間を超えて GLN 専用企業コードの利用を希望する登録事業者は、所定の申請用紙に必要な事項を記載し、別表記載の登録管理費を納付のうえ、当センターへ提出する。なお、申請にかかる費用は申請者の負担とする。
- 2 更新後の登録管理費は返還されない。
- 3 登録管理費の納付に請求書が必要な事業者は、その旨を当センターに申し出、申請書を提出後、納付をすることができる。ただし、納付の完了まで申請書の受け付けは留保され、当センター所定の期間経過後も納付がない場合、申請は却下される。

#### 第 9 条（GLN 専用企業コードの返還）

- 1 GLN 専用企業コードの有効使用期間が満了し更新手続きを行わない場合又は登録事業者が GLN 専用企業コードを使用しなくなった場合は、登録事業者は GLN 専用企業コード返還届を当センターに提出しなければならない。
- 2 当センターは返還届の内容を確認し、登録原簿の内容を変更し、返還確認書を登録事業者に送付する。
- 3 GLN 専用企業コード返還届を提出した登録事業者は、登録申請料その他当センターに対する債務があるときは、その清算をしなければならない。

- 4 GLN 専用企業コードの返還届の提出後は、登録事業者はその GLN 専用企業コードを使用してはならない。

#### 第 10 条（登録内容の変更）

- 1 登録事業者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに GLN 専用企業コード登録事項変更届を当センターに提出しなければならない。
- 2 当センターは、GLN 専用企業コード登録事項変更届の内容を確認の上、その登録変更を行い、変更後の内容が記載された登録通知書を登録事業者に送付する。

#### 第 11 条（譲渡による変更）

- 1 登録事業者の合併、営業譲渡、会社分割等により GLN 専用企業コードの登録事業者を変更しようとするときは、現在の GLN 専用企業コード登録事業者と新たな GLN 専用企業コード登録事業者の連名により、GLN 専用企業コード譲渡申請書を当センターに提出しなければならない。
- 2 変更後の新たな GLN 専用企業コード登録事業者は 1 事業者のみとし、1 つの GLN 専用企業コードを複数の事業者が使用することはできない。
- 3 本条により GLN 専用企業コードの譲渡申請をした登録事業者は、変更後その GLN 専用企業コードを使用することはできない。
- 4 当センターは、譲渡申請書の内容を確認のうえ、適正な譲渡申請と認めた時は、GLN 専用企業コード登録原簿の記載内容を変更し、登録通知書を譲渡申請を行った両当事者に送付する。

#### 第 12 条（登録の取消）

- 1 当センターは登録事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、登録事業者に対する通知催告をすることなく、GLN 専用企業コードの登録を取り消すことができる。
  - ① 登録申請書・更新申請書・登録事項変更届等当センターに提出する書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ② 所定の申請料を納付しなかった場合
  - ③ 有効使用期間を経過しても更新の手続きを行わなかった場合
  - ④ 本規約若しくは GLN の使用規則に違反し GLN 専用企業コードを使用した場合又は他の事業者の使用させた場合
  - ⑤ その他本規約に違反した場合
- 2 当センターは前項の規定により GLN 専用企業コードの登録を取り消した場合、その旨を登録事業者に通知する。

#### 第 13 条（免責）

- 1 当センターは、GLN 専用企業コード、及び GLN 専用企業コードを利用した GLN の使用に関して、登録事業者に次の損害を補償しない。
  - ① コード使用に伴う損害
  - ② 登録内容の変更を届けなかったことにより生じた損害
  - ③ GLN 専用企業コードの登録取消後の損害
- 2 登録事業者が登録を受けたコードの利用に関して、当センターが第三者に損害の賠償を行った場

合、当センターはその登録事業者に損害の求償をすることができる。

#### 第 14 条（使用禁止）

- 1 登録事業者あるいは登録事業者であった者は、登録が取り消された GLN 専用企業コードを使用することはできない。
- 2 事業者（GLN 専用企業コードを使用している登録事業者を含む）は、登録が取り消された他の登録事業者の GLN 専用企業コードを使用してはならない。その使用について、当センターから GLN 専用企業コード登録取り消しの事実が通知されたときは、直ちにその使用を中止しなければならない。
- 3 登録が取り消された GLN 専用企業コードを使用した第 1 項の登録事業者は若しくは登録事業者であった者又は第 2 項の事業者は、その GLN 専用企業コードの登録管理費相当額を損害金として当センターに納付しなければならない。

#### 第 15 条（規約の変更）

- 1 当センターは、登録事業者に予告または通知することなく、本規約の内容を変更することができる。
- 2 当センターは、本規約の内容を変更したときは、その変更について当センターのホームページに公表する。
- 3 本規約の変更がホームページに公表された後に GLN 専用企業コードを使用した事業者は、本規約の変更を承認したものとみなされる。

#### 第 16 条（準拠法及び合意管轄裁判所）

- 1 本規約の解釈については、日本国法を準拠法とする。
- 2 本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

#### 別表 更新申請料（消費税別）

| コード種別            | 登録管理費   |
|------------------|---------|
| 10 桁 GLN 専用企業コード | 5,000 円 |
| 11 桁 GLN 専用企業コード | 3,000 円 |

イ) 上記登録管理費に、消費税を加えた額が更新申請料となる。

ロ) 上記申請料は、1 コード単位の支払いとなる。